令和4年度関税率・関税制度改正要望事項調査票(適用期限のある関税制度の延長) 要望元: 農産局果樹・茶グループ

	7 / 日日:	ᄄ	(な) ヤル	/日夕\苗,此处									
品名(関税率関係)又は				〈品名〉繭・生糸 / 制度名〉開税割出制度 特別緊急開税制度									
制度名(関税制度関係)				〈制度名〉関税割当制度、特別緊急関税制度									
改正要望の内容				〇改正を要する法令及び条項									
				関税暫定措置法第2条第1項、第7条の3第1項及び第7条の4第1項									
				〇具体的な内容									
				「令和4年3月31日まで」または「令和3年度まで」とされているものを1									
				年間延長する。									
税	統計			目	改	改正前税率		改正後税率			WTO	備	考
加	番	細分	品	Ħ	基本	暫定	特恵	基本	暫定	特恵	譲許税率	加用	75
			(別紙)										
改正要望内容の				〇施行期日 令和4年4月1日									
施行	芽期日	及び通	適用期間	〇適用期間 令和4年4月1日~令和5年3月31日									
改』	E を要	望す	る品目又	① 現状									
は制	度を	めぐる	5状況	蚕糸・絹業の流通は、養蚕農家から製糸業者、絹織物業者等を経て消費者まで									
				多段階に渡っており、各段階ごとに製品の付加価値が高くなる。和装需要が減少									
				するなか、各業者の経営は、厳しくなっている。また、現時点では国産品と輸入									
				品に品質面での差は無く、高価な国産品を購入する余裕がないこと等が指摘され									
				ている。このような状況の中、養蚕農家や製糸業者(川上)と絹織物業者や流通									
				業者等(川下)が提携し、純国産絹製品づくり及びブランド化を進め、安価な輸									
				入品と対抗できるよう国内蚕糸業の再生と持続的発展を図る取組を進めている。									
				THE ENDING TO SELECT AND									
				② 問題点									
				○ 1-7									
				の、絹織物の需要が減少傾向にある中、従来にない特色のある製品を開発するに									
				は、時間を要し、現時点では国産品が十分な国際競争力を確保するには至ってい									
				ない。									
 改正の必要性と目的達													
成の見通し			C G F 3 C	需要者に対して安価な輸入品の供給を確保し、絹業の事業者の経営安定に寄与									
灰の元通し				するほか、消費者に対して安価なシルク製品の提供を可能とする一方、国産品の									
				に									
				0 CV \ 20 \ X 1 \									

② 改正目的達成予定時期

国産品のブランド化が確立され、充分な国際競争力を確保し、養蚕農家、製糸 業者(川上)と絹織物業者、流通業者等(川下)との連携により、持続的な蚕糸 業の実現が図られるまで本制度を維持する必要がある。

改正の効果と妥当性

① 改正によって期待される効果

需要者に対して安価で、かつ、安定的に輸入品の供給を確保する一方、国産品の需要を確保し国内生産者を保護することにより国際競争力を強化することができる。

〔令和2年度における適用実績(「減税額」は試算値)

〇繭

·輸入実績:3t、9百万円

・減税額=(枠内輸入量)×(枠外税率:従量税)-(枠内輸入額)×(枠内税

率: 従価税)

 $= (3,400 \text{kg} \times 2,523 \text{ 円/kg}) - (8,725 \text{ 千円} \times 0) = 8,578 \text{ 千円}$

・関税割当てを受けた者の数:4者

〇生糸

·輸入実績:102t、612百万円

・減税額=(枠内輸入量)×(枠外税率:従量税)-(枠内輸入額)×(枠内税

率:従価税)

 $=(102,033 \text{kg} \times 6,978 \text{ 円/kg}) - (611,551 \text{ 千円} \times 0) =711,986 \text{ 千円}$

・関税割当てを受けた者の数:26者

国産品と輸入品との間に存在する内外価格差

		国産品価格	輸入品価格	内外価格差		
平成30年度	繭	2, 487円/kg	1, 328円/kg	1.87倍		
	生糸	9,000円/kg	7, 930円/kg	1. 13倍		
平成31年度	繭	2, 473円/kg	1, 146円/kg	2. 16倍		
	生糸	9,000円/kg	6,694円/kg	1.34倍		
令和2年度	繭	2, 540円/kg	1, 026円/kg	2. 48倍		
	生糸	9,000円/kg	6, 395円/kg	1. 41倍		

注 繭の国産品価格は生繭ベース、輸入品価格は生繭に換算(換算指数:0.4) した値

② 改正によって生じうる影響

特になし

③ 改正の妥当性

関税割当制度により、一定数量の範囲内においては需要者に対して低税率での輸入品の供給が確保されるとともに、一定数量を超えた分の輸入については高税率を適用することで国内生産者が保護されることにより生産性の向上及び蚕糸・絹業提携の円滑かつより効果的な取組に寄与している。需要者に対して安価な輸入品の供給を確保する一方、国産品の需要を確保し国内生産者を保護することにより国際競争力を強化するためには、本制度の維持が最も効率的である。

政策評価・関連措置

① 本要望に関連する政策評価

_

(当省の政策評価対象外)

② 当該政策評価の結果と改正の関係

_

③ 政府方針と改正の関係

関税割当制度を継続することにより、これまで形成を進めてきた蚕糸・絹業提携システムを基礎とした、消費者から適正に評価される、国産繭・生糸の特徴・ 希少性を活かした高品質な純国産絹製品づくりをより効率的に推進することが 可能となる。

④ 関連措置

【蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業】(平成20年度~28年度)

養蚕農家、製糸業者(川上)と絹織物業者、流通業者等(川下)との提携による蚕糸・絹業提携システムの形成を全国的に展開するため、蚕糸業・絹業の情報の収集・提供や情報交換、相談等の支援を行うとともに、稚蚕・養蚕資材の安定供給、生産者の顔が見える取組の推進等、養蚕農家や製糸業者に対する支援を行った。

【茶·薬用作物等地域特産作物体制強化推進事業】

繭・生糸を含めた地域特産作物の生産性の向上等による競争力強化を図るため、地域の実情に応じた生産体制の強化、需要の創出など生産から消費までの取組を総合的に支援している。

〇 改正経緯

これまでの改正状況	繭の関税割当制度及び特別緊急関税制度は、平成7年に導入されて以来、現在ま
	で延長されたところであるが、関税割当制度に関しては平成20年度から繭・生糸
	の関税割当制度に改正した。
措置による効果	暫定無税の一次枠により需要者に対して安価かつ安定的に輸入品の供給を確保
	する一方、国産品の需要を確保し国内生産者を保護することにより国際競争力を
	強化することができる。

(別 紙)

整理番号:農林水産省-7

税番	統計細分	品 名	改正前税率			改正後税率			WTO	備	考
1九 田			基本	暫定	特恵	基本	暫定	特恵	譲許税率	17用	1 5
5001.00	010	繭も一繭定り数び2数量ト当国か数量他て量に限(のこのめ生量第に量にン該内ら量、の政(お度繰にの数る糸と50掲をつを年需国を国条令第い数糸限号量とにす02.6計で準に見生除市を定02.4計で準に見生除市を定02.共一道。掲政ろ算。0生し、とお込産し況勘め00通とすが行令にし)号糸た7しけ数見たそ案る0通とすができるでよた及のの数8、る量込数のし数号のいる	基本 2,968 円/kg	智 無税 無税	特惠	基本 2,968 円/kg	智 無税	特惠	140円/kg		
5002.00	100 211 215 216 217	う。)以内のもの 生糸のにない 1野の他の 2その他の 1野の他の 一共の一大のの 一共の一大の 1000 1000 1000 1000 1000 1000 1000 10	無税 8, 209 円/kg	無税		無税 8, 209 円/kg	無税		無税 7. 5%		